

平成25年7月31日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(行コ)第89号 保有個人情報部分開示処分取消等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成24年(行ウ)第211号)

平成25年5月27日口頭弁論終結

判 決

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ102号

第1審原告 宮 龍 彦

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

第1審被告 国

同代表者 法務大臣 谷 垣 穎 一

処分行政庁 大阪法務局長

河 合 裕 行

被控訴人指定代理人 高 橋 理 恵

同 梅 田 敦

同 松 田 美 香

同 岩 井 宏 之

同 廣 幡 直 樹

主 文

1 第1審被告の控訴に基づき、原判決主文1項ないし4項を次とのおり変更する。

(1) 大阪法務局長が平成23年3月18日付で第1審原告に対してした保有個人情報一部開示決定のうち、別紙「対象文書目録」の「1 取消部分」記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。

(2) 大阪法務局長は、第1審原告に対し、別紙「対象文書目録」

の「1 取消部分」記載の各部分の開示決定をせよ。

(3) 本件各訴えのうち、大阪法務局長が第1審原告に対して別紙「対象文書目録」の「2 適法部分」記載の各部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。

(4) 第1審原告のその余の請求を棄却する。

2 第1審原告の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審とも、これを5分し、その2を第1審原告の負担とし、その余を第1審被告の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 各控訴の趣旨

###### 1 第1審原告

(1) 原判決中、第1審原告敗訴部分を取り消す。

(2) 大阪法務局長が平成23年3月18日付で第1審原告に対して保有個人情報一部開示決定処分のうち、原判決別紙2「個人情報一覧」記載番号27の情報（「調査の結果得られた証拠を印刷した書面」の表題でA4版用紙7枚に記載されたもの、以下、その書面を「本件対象文書」といい、その情報を「本件情報」という。）を開示とした部分を取り消す。

(3) 大阪法務局長は、第1審原告に対し、本件情報を開示せよ。

###### 2 第1審被告

(1) 原判決中、第1審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 本件訴えのうち、大阪法務局長が第1審原告に対して原判決別紙1「対象文書目録」の「1 取消部分」記載の各部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。

(3) 第1審原告のその余の請求を棄却する。

##### 第2 事案の概要

###### 1 事案の要旨

(1) 第1審原告は、「鳥取ループ」の名称で、インターネットウェブサイト（以下「本件ブログ」という。）を運営する者であり、平成22年2月15日付け（甲1の1）及び同月20日付け（甲1の2）の2度にわたって、本件ブログで、同和地区とされる地名等の地図に関する記事を掲載したため、大阪法務局長が、同和地区住民を被害者とするインターネット上における地図情報等の掲載による差別助長行為を内容とする人権侵犯事件（以下「本件人権侵犯事件」という。）として取り扱い、その救済手続として、本件ブログの運営会社（F C 2, Inc.（以下「F C 2社」という。））に対し、本件ブログに掲載された情報の一部削除を要請した（甲6）。第1審原告は、平成23年1月11日付で、大阪法務局長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）12条1項及び13条1項に基づき、上記削除要請に係る本件人権侵犯事件記録の開示請求をした（以下「本件開示請求」という。甲4）。大阪法務局長は、同年3月18日付で、第1審原告に対し、保有個人情報のうち、行政機関個人情報保護法14条2号本文、同条7号柱書き等の不開示情報に該当する部分を不開示とし、その余を開示する旨の決定をした（以下「本件決定」という。甲5、6）。本件情報は、概ね、本文、添付ファイル及びウェブサイト上のホームページアドレスから構成され、本件情報が記載された本件対象文書の全部が不開示とされた。

本件は、第1審原告が、国を第1審被告として、本件決定のうち、本件対象文書を不開示とした部分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるとともに、大阪法務局長の第1審原告に対する本件情報の開示の義務付けを求めた事案である。争点は、(a)本件処分の適法性（本件処分は、行政機関個人情報保護法14条2号本文後段又は同条7号柱書きの各不開示情報（以下、それぞれ「2号不開示情報」、「7号不開示情報」という。）に該当するか否か（争点1））、(b)本件情報の開示の義務付けの訴え（以下「本件義務付け

の訴え」という。) の適法性及び上記義務付けの請求の適否(争点2)である。

(2) 原審は、(a)争点1について、本件情報のうち、大阪市内の同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図及び添付ファイル(PDFファイル)のハイパーテリンク(本件対象文書2枚目及び3枚目、以下「本件地区情報」という。原判決別紙1「対象文書目録」の「2 適法部分」と同じもの)は、2号不開示情報及び7号不開示情報に該当するが、その余の情報は、いずれにも該当しない、したがって、本件処分のうち、本件地区情報が記載された部分(上記適法部分)を不開示とした部分は適法であるが、その余の部分は不適法である、(b)争点2について、本件処分のうち、上記適法部分の開示の義務付けを求める請求は不適法であり、却下を免れないが、①本件人権侵犯事件に関し大阪法務局長がFC2社を経由して本件ブログに掲載された情報の一部を削除するよう要請した経緯に関する第1審原告の見解及びウェブサイト上のホームページアドレス(同1枚目)が記載された部分、②第1審原告が過去に開示を受けた本件と同種の事案における情報についての削除要請から開示請求に至るまでの経緯及び第1審原告の見解等が記載された部分(同4枚目ないし7枚目)、③第1審原告が過去に開示を受けて取得した行政文書等の添付ファイル(PDFファイル)のハイパーテリンク(以下「過去の開示文書ファイルのハイパーテリンク」という。)が記載された部分(原判決別紙1「対象文書目録」の「1 取消部分」)の開示の義務付けを求める請求は適法であるとして、本件処分のうち、上記①ないし③の各取消部分を不開示とした部分を取り消し、大阪法務局長に同部分の開示決定の義務付けを求める限度で、第1審原告の請求を認容し、その余を棄却とともに、本件各訴えのうち、上記適法部分の開示決定の義務付けを求める部分を却下した。そこで、第1審原告及び第1審被告がこれを不服として、本件各控訴をした。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張

関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3のとおり、当審における第1審被告の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 法令の定め」、「2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）」、「3 争点」及び「4 争点に対する当事者の主張の要旨」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) ①原判決3頁18行目から19行目にかけて、②同19行目、③同20行目、④同22行目から23行目にかけて、⑤原判決4頁5行目（1つ目のもの）の各「50年の歩み」を「50年のあゆみ」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決4頁19行目の「(乙1)」の後に行を改め、次を加える。

「人権侵犯事件の調査及び処理の事務は、人権侵犯事件の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念を深めるための啓発を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的としており（本件規程2条）、その事務の遂行に当たっては、当該事案に応じた適切な措置を講ずるため、法務局職員らが、関係者等から事情を聴取したり、関連資料の提出を受けたりして、必要な証拠を収集し、これを評価して、調査や処理の方針等を内部で協議、検討、報告するなどしている。

法務局では、インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等についても人権侵犯事件として取り扱い、その1つである、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報をインターネット上

に流通させることにより公然摘示するものを、差別を助長するおそれのある行為（『差別助長行為』、なお、『識別情報の摘示』ともいう。以下同じ。）として調査及び処理の対象としており、その疑いのある情報について認知した場合には、任意的手段で必要な調査を行い、人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請する（本件規程14条1項1号）ことの一環として、当該情報が掲示されている掲示板等を運営するプロバイダ等に対し、当該情報の削除要請をしている（ただし、法的強制力を有しない。）。（乙1、弁論の全趣旨）】

- (3) 原判決6頁18行目の「送付した」の後に「（なお、その中には、全部不開示とされた本件対象文書は含まれていない。）」を加える。
- (4) 原判決6頁19行目の「平成22年3月30日」を「平成23年3月30日」と改める。
- (5) 原判決8頁11行目から12行目にかけての「本件開示請求で取得した」を「過去に開示を受けて取得した」と改める。

### 3 当審における第1審被告の主張（争点1）

- (1)ア 本件情報は、全体として一まとまりの情報と捉えるべきであり、これを細分化し、その部分ごとに不開示情報該当性の有無を判断することは不合理であるにもかかわらず、原判決は、行政機関個人情報保護法15条の「情報」の意義を誤解し、部分開示を規定する同条1項の解釈・適用を誤り、本件情報を形式的に4つに細分化し（原判決13頁、14頁）、その一部について本件処分を取り消した違法がある。

行政機関個人情報保護法15条1項の部分開示は、同条2項に規定される場合を除き、情報を細分化することは予定されておらず、更に細分化できない「独立した一体的な情報」と解すべきであり、最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決（民集55巻2号530頁、以下「最高裁平成



13年判決」という。)も、部分開示を定めた大阪府情報公開条例10条の適用範囲に関し、「同条は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできない」と判示し、「独立した一体的な情報」という概念を用いて、1個の一まとめの情報と捉えており、最高裁平成19年4月17日第三小法廷判決(判例タイムズ1240号165頁、以下「最高裁平成19年判決」という。)もこれを踏襲している。特定の地区が同和地区であるとする記述は、本件対象文書の全体に及んでいるから、それが2号不開示情報又は7号不開示情報に当たるか否かは、本件情報の全体を見て考えるべきである。

イ 本件対象文書は、大阪法務局の職員が、本件人権侵犯事件の調査の過程において本件ブログに掲載された情報の一部を印刷したA4版用紙7枚の書面であり、それをその日のうちに1つに綴じ、一定の分類に従い、一定の取扱いをする目的で保存していたものであって、形式的に表題(見出し)、ウェブサイト上のホームページアドレス、年月日が同一であるだけでなく、連続した頁数が記載された外形的に一体のものであり、内容的にも、本件人権侵犯事件の調査及び処理に関する記録であるとともに、いずれも同和問題に関する同質のものであって、社会通念上、全体として、「独立した一体的な情報」であることが明らかである。

- (2) 本件対象文書には、原判決が不開示情報に該当すると認めた部分以外にも、すべての頁に2号不開示情報又は7号不開示情報に該当する記述が含まれているから(①各頁には、本件対象文書が印刷された日付が記載されている。②1枚目には、人権擁護機関の内部において本件対象文書をどのように取り扱ったかを示す書き込みが記載されているほか、特定の地域が同和地区であるとする情報が文章で記載されている。③3枚目には、2枚目の本件地区情報

と同様の地図やハイパーリンクが複数記載されている、④4枚目ないし7枚目には、特定の地域が同和地区であるとする情報が文章で記載されている。), 少なくとも、2号不開示情報又は7号不開示情報に該当する部分について、それがないとした原判決には、誤りがある。

ア 本件対象文書の各頁には、本件対象文書が印刷された日付が記載され、本件対象文書の1枚目には、本件対象文書を人権擁護機関の内部においてどのように取り扱ったかを示す書き込み等がされているところ、それらは、人権擁護機関全体の中で本件人権侵犯事件をどのような体制で取り扱っていたかを推測することを可能にするものであり、それが開示されることになれば、今後、法務局職員が人権侵犯事件を取り扱うに当たり、調査結果を内部において適時適切に取り扱い、適切な検討をすることが困難となり、実効的な人権救済を行う際の支障が生じるなど、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある（7号不開示情報該当性）。

イ 本件対象文書の1枚目（地域ないし地区名・1か所）、4枚目（施設名・1か所）、5枚目（施設名・6か所）、6枚目（行政区画ないし地番・2か所）、7枚目（施設名・3か所）には、特定の地域が同和地区であるとする内容が文章で摘示された部分が存在するところ、その情報は、その内容が真実であるか否かにかかわらず、同和地区であると特定された地区に現に居住する者及び同地域の出身者等の不特定多数の者が同和地区出身者であることを示唆するものであって、居住者らに不当な差別を助長することになる（2号不開示情報該当性）。また、その情報を開示することは、実質的にみて、新たな媒体として社会に存在、拡散させることになるものであって、これまでの法務省の人権擁護機関による取組みと相反し、人権擁護機関が阻止しようとした事態を自ら惹起することになる（7号不開示情報該当性）。

ウ 本件対象文書の3枚目には、原判決が、本件地区情報とした以外にも、

同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーテ  
リンクが含まれているところ、本件地区情報については、2号不開示情報  
該当性及び7号不開示情報該当性を認めており（原判決13頁ないし24  
頁）、それにもかかわらず、原判決が上記部分を除外したのは誤りである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、第1審原告の請求は、別紙「対象文書目録」の「1 取消部分」  
を不開示とした部分を取り消し、大阪法務局長をして、第1審原告に対し、同  
部分の開示決定の義務付けを求める限度で理由があり、その余は理由がないか  
ら棄却すべきであり、本件各訴えのうち、大阪法務局長をして、第1審原告に  
対し、同「対象文書目録」の「2 適法部分」の開示決定の義務付けを求める  
部分は不適法であるから却下すべきものと判断する。

その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における第1審被告の  
主張（争点1）について判断するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第  
3 当裁判所の判断」1項(1)ないし(3)及び2項を引用する。なお、第1審原告  
の当審における主張は、一審から主張してきたところと同旨であり、以下のと  
おり補正し、引用する原判決の判断に尽くされているところ、いずれも法的に  
意味がないものか、又は独自の見解であって、上記の判断を左右するものでは  
ない。

- (1) 原判決14頁7行目から8行目にかけての「本件開示請求により原告が取  
得した本件開示文書」を「第1審原告が過去に開示を受けて取得した文書」  
と改める。
- (2) ①原判決14頁8行目から9行目にかけて、②同9行目、③原判決16頁  
6行目から7行目にかけて、④同12行目、⑤原判決25頁1行目から2行  
目にかけて、⑥同5行目の各「本件開示文書ファイル」を「過去の開示文書  
ファイル」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決14頁10行目から11行目にかけての「記載されており、上記①

ないし④の各情報により本件情報が構成されている」を「記載されているほか、さらに、1枚目には、本件対象文書を人権擁護機関の内部でどのように取り扱ったかを示す書き込み部分が存在するなど、本件情報は、上記①ないし④の各情報以外の記載事項（以下、総称して「その他の事項」という。）からも構成されている」と改める。

- (4) 原判決16頁7行目の「ハイパーリンク」の後に「，② その他の事項」を加える。
- (5) 原判決16頁10行目の「すぎない」を「すぎず、そのうちホームページアドレスの部分は、過去の開示文書ファイルのハイパーリンク（後記）の場合と同じである」と改める。
- (6) 原判決16頁12行目から13行目にかけての「原告が本件開示請求により大阪法務局長から開示を受けた」を「第1審原告が過去に開示を受けて取得した」と改める。
- (7) ①原判決16頁20行目から21行目にかけて、②原判決22頁12行目から13行目にかけての各「真実であるか否かにかかわらず」の後に「（仮に真実であればなおのこと）」を加える。
- (8) 原判決17頁12行目の「明らかである。」の後に「そもそも、行政機関個人情報保護法所定の『個人情報』とは、『生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）』をいい（同法2条2項）、『個人に関する情報』とは、個人に関する情報全般を意味し、個人の生活、身分関係、住所、本籍、家族関係等も含まれると解されるから、同和地区とされる地域に現に居住する者及び同地域の出身者とされる者等の情報も、『個人情報』として取り扱われることとなるし、本件情報が『個人に関する情報』に含まれることも明らかである。」を加える。

- (9) ①原判決18頁3行目, ②同17行目, ③同18行目の各「50年の歩み」を「50年のあゆみ」とそれぞれ改める。
- (10) 原判決20頁1行目の「から」の後に「(大阪市がこれまで同和地区一覧の公表を繰り返していたこと, インターネット上の学術論文に大阪市の同和地区名が列挙されていること, 同和地区内の施設等に同和地区を表す記載があることと, 本件情報を開示することとは, 性質の異なる別個の問題であるから, 第1審原告が指摘する社会的実態が存在するからといって, 本件情報を開示すべきことにはならない。)」を加える。
- (11) 原判決24頁11行目の「明らかである」の後に「(その措置に法的強制力はなく, 国民の権利を制限するものではないし, もとより検閲の禁止(同法21条2項)にも該当しない。)」を加える。
- (12) 原判決24頁23行目の「また, 本件開示文書」から25頁1行目の「同様の支障が生じるとも考え難い。」までを「また, 過去の開示文書ファイルのハイパーリンクは, 第1審原告が過去に開示を受けて取得した文書に関するリンク先を表示したものにすぎず, 大阪法務局長がこれを第1審原告に開示することによって, 事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるものとは解されない。」と改める。
- (13) 原判決25頁3行目の「情報を」の後に「現状よりも」を加える。
- (14) 原判決25頁7行目の「本件各見解等」から12行目末尾の「存しない。」までを「本件各見解等や過去の開示文書ファイルのハイパーリンクを第1審原告に開示したからといって, それだけで必ずしも法務省の人権擁護機関の調査の着眼点や問題意識, 具体的な調査の手法等が明らかになるとはいえず(上記情報から, 人権擁護機関が, どのような事柄に关心を持ち, どのような事案について, どのような体制で, 誰に, どのように対応しようとして, どのような手法により, どのような範囲で証拠を収集し, それをどのように評価し, どのような措置を行うかといった点等を推測することは困難であ

る。), 法務局職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは解されない。」と改める。

(15) 原判決26頁4行目冒頭から15行目の末尾までを次のとおり改める。

(2) これを本件についてみると、本件処分のうち、別紙『対象文書目録』の『2 適法部分』記載の部分を開示とした部分（①具体的な摘示をもつて特定の地域が同和地区であるとする内容が記載された以下の各部分 ((a) 具体的な地域ないし地区名が記載された部分（1枚目・1か所）、(b) 具体的な施設名が記載された部分（4枚目・1か所、5枚目・6か所、7枚目・3か所）、(c) 具体的な行政区画ないし地番が摘示されて記載された部分（6枚目・2か所））、②大阪市内の同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図及び添付ファイル（PDFファイル）のハイパーリンク（2枚目及び3枚目）、③同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーリンク（3枚目）、④本件対象文書を人権擁護機関の内部でどのように取り扱ったかを示す書き込みが記載された部分）はいずれも適法であって、取り消されるべきものには当たらないから、同部分の開示の義務付けを求める請求は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものとして不適法であり、却下を免れない。これに対して、同目録『1 取消部分』記載の部分については、行政事件訴訟法37条の3第5項、行政機関個人情報保護法14条柱書きにより、大阪法務局長は当該部分の開示決定をすべきである。したがって、当該部分に係る本件義務付け請求は、理由がある。」

2 当審における第1審被告の主張（争点1）について

(1) 本件情報の全体としての一体性について

第1審被告は、要するに、①本件情報は、全体として一まとまりの情報と捉えるべきであり、これを細分化し、その部分ごとに不開示情報該当性の有無を判断することは不合理であるにもかかわらず、原判決は、行政機関個人

情報保護法 15 条 1 項の解釈・適用を誤り、本件情報を形式的に 4 つに細分化し、その一部について本件処分を取り消した違法があり、最高裁平成 13 年判決、同平成 19 年判決にも反している（上記第 2 の 3(1)ア）、②本件対象文書は、形式的・外形的に一体のものであり、内容的にも、本件人権侵犯事件の調査及び処理に関する記録であるとともに、同和問題に関するものであって、社会通念上、全体として、「独立した一体的な情報」であることが明らかである、それが 2 号不開示情報又は 7 号不開示情報に当たるか否かは、本件情報の全体を見て考えるべきである（同イ）旨主張する。

そこで、判断するに、上記①（第 2 の 3(1)ア）については、上記前提事実（原判決 3 頁及び 4 頁）及び認定事実（補正後の原判決 14 頁及び 16 頁）によれば、本件情報は、第 1 審原告が本件ブログに 2 度にわたって掲載した記事を印刷したものであり、一体の情報といえないことが明らかである上、内容的にも、原判決の説示するとおり、特に複雑な判断を要することなく、細分化できる複数の情報から構成されているというほかない。形式的にも、本件対象文書は、法務局職員が、印刷した A4 版用紙 7 枚をその日のうちに 1 つに綴じたものであり、その表題（見出し）、ウェブサイト上のホームページアドレス、年月日が同一であり、一定の分類に従い、一定の取扱いをする目的で保存していたとしても、それだけで、それを全体として一まとめの情報であり、不可分一体として取り扱わなければならないとはいえない。

行政機関個人情報保護法 15 条 1 項が、1 個の一まとめの情報について、その部分を更に細分化して部分開示することを明文で定めていないとしても、可分の情報を一定のまとめとして扱うことを許さないものとは解されない。

最高裁平成 13 年判決は、大阪府公文書公開等条例（昭和 59 年大阪府条例第 2 号）10 条が、実施機関に、公文書に情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公文書の公開の請求の趣旨を損

なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該文書の公開を命じていることとの関係で、「同条は、その文理に照らすと、1個の公文書に複数の情報が記録されている場合において、それらの情報のうちに非公開事由に該当するものがあるときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを公開することを実施機関に義務付けているにすぎない。」として、「同条は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでをも実施機関に義務付けているものと解することはできない」と判示したにとどまり、本件とは事案を異にするものであって、第1審被告の主張は、その前提を欠く。

上記②(同イ)については、2号不開示情報及び7号不開示情報該当性は、独立した個別の不開示事由であるところ、上記に説示した情報の可分性を前提とすると、本件情報の全体を見て不開示情報該当性の判断をすべきものとは解されない。

したがって、第1審被告の上記主張は、理由がない。

## (2) 原判決の認定した以外の本件対象文書中の2号不開示情報又は7号不開示情報該当性について

第1審被告は、本件対象文書には、原判決が不開示情報に該当すると認めた部分以外に、すべての頁に2号不開示情報又は7号不開示情報に該当する記述が含まれているから、少なくとも、2号不開示情報又は7号不開示情報に該当する部分について、それがないとした原判決には、誤りがある旨主張する。以下では、個別の事項に即して判断する。

### ア 本件対象文書が印刷された日付(1枚目ないし7枚目)について

本件情報には、複数の情報が混在しており、原判決が2号又は7号不開示情報に該当しないとして、大阪法務局長に開示を命じた部分の中にも複数の情報の記載が存在するが、本件対象文書が印刷された日付は、法務

局職員が本件ブログから情報を取り込み、印刷した日を示すにとどまるものである。そうすると、それが開示されたからといって、人権擁護機関全体の中で本件人権侵犯事件をどのような体制で取り扱っていたかを推測することが可能になるとか、今後、法務局職員が人権侵犯事件を取り扱うに当たり、調査結果を内部において適時適切に取り扱い、適切な検討をすることが困難となり、実効的な人権救済を行う際の支障が生じるなど、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは解されない。したがって、印刷された日付には、7号不開示情報該当性があるとはいえない。

イ 本件対象文書を人権擁護機関の内部においてどのように取り扱ったかを示す書き込み等（1枚目）について

当該部分は、法務局職員が本件人権侵犯事件調査の過程において記載した純然たる行政文書というべきである上、本件対象文書を人権擁護機関の内部においてどのように取り扱ったかを示すものである。そうすると、それが開示されることになれば、今後、法務局職員が人権侵犯事件を取り扱うに当たり、調査結果を内部において適時適切に取り扱い、適切な検討をすることが困難となり、実効的な人権救済を行う際の支障が生じるものであって、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると解される。したがって、当該部分には、7号不開示情報該当性が認められる。これに対し、その取扱いの日については、上記アの本件対象文書が印刷された日付と同様、7号不開示情報該当性があるとはいえない。

ウ 本件対象文書1枚目（地域ないし地区名・1か所）、4枚目（施設名・1か所）、5枚目（施設名・6か所）、6枚目（行政区画ないし地番・2か所）、7枚目（施設名・3か所）の特定の地域が同和地区であるとする内容が文章で摘示された部分について

これらの情報は、その内容が真実であるか否かにかかわらず（仮に真実であればなおのこと）、同和地区と特定された地区に現に居住する者及

び同地域の出身者等の不特定多数の者が同和地区出身者であることを示唆するものであるとともに、居住者らに不当な差別を助長するものである。そうすると、当該部分を開示することは、新たに上記情報を社会に拡散させことになり、法務省の人権擁護機関が取り組み、阻止しようとした事態を自ら惹起することになると解される。したがって、当該部分は、2号不開示情報及び7号不開示情報に該当する。

エ 同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーアリンク（3枚目）について

これは、本件地区情報が2号不開示情報該当性及び7号不開示情報該当性を有する（原判決13頁ないし24頁）ことと同様の意味で、上記各不開示情報該当性があるものと解するのが相当である。

(3) 小括

以上によれば、本件情報のうち、原判決が不開示とした、①本件地区情報以外にも、②本件対象文書を人権擁護機関の内部においてどのように取り扱ったかを示す書き込み（1枚目）、③本件対象文書1枚目（地域ないし地区名・1か所）、4枚目（施設名・1か所）、5枚目（施設名・6か所）、6枚目（行政区画ないし地番・2か所）、7枚目（施設名・3か所）の特定の地域が同和地区であるとする内容が文章で摘示された部分、④同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーアリンク（3枚目）についても、2号不開示情報又は7号不開示情報に該当する。したがって、本件処分のうち、上記①ないし④が記載された部分を不開示とした部分（別紙『対象文書目録』の『2 適法部分』と同じ。）は適法であるが、その余の部分は不適法というべきである。

第4 結論

以上によれば、第1審原告の請求は別紙「対象文書目録」の「1 取消部分」を不開示とした部分を取り消し、大阪法務局長をして、第1審原告に対し、同

部分の開示決定の義務付けを求める限度で理由があり、その余は理由がないから棄却すべきであり、本件各訴えのうち、大阪法務局長をして、第1審原告に対し、同「対象文書目録」の「2 適法部分」の開示決定の義務付けを求める部分は不適法であるから却下すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、第1審被告の本件控訴は一部理由があるから、原判決中、第1審被告敗訴部分を上記のとおり変更し、第1審原告の控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加藤 新太郎

裁判官 柴田 秀

裁判官 河田 泰常

(別紙)

## 対象文書目録

### 1 取消部分

- (1) 本件人権侵犯事件に関し大阪法務局長がF C 2社に対し、本件ブログに掲載された情報の一部を削除するよう要請した経緯に対する第1審原告の見解、本件対象文書を人権擁護機関の内部でどのように取り扱ったかを示す書き込み及びその取扱いの日やその他の事項が記載された部分（1枚目）のうち、以下の各部分を除いた部分
- ア 特定の地域が同和地区であるとする内容が、実在する具体的な地域ないし地区名が掲示されて記載された部分（1か所）
- イ 本件対象文書を人権擁護機関の内部でどのように取り扱ったかを示す書き込みが記載された部分
- (2) 同和地区の所在地である旨が明示された特定の地域の地図及び添付ファイル（P D F ファイル）等のハイパーアリンクやその他の事項が記載された部分（2枚目）のうち、以下の部分を除いた部分
- 大阪市内の同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図及び添付ファイル（P D F ファイル）のハイパーアリンク
- (3) 同和地区の所在地である旨が明示された特定の地域の複数の地図及び添付ファイル（P D F ファイル）等の複数のハイパーアリンクやその他の事項が記載された部分（3枚目）のうち、以下の各部分を除いた部分
- ア 大阪市内の同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図及び添付ファイル（P D F ファイル）のハイパーアリンク
- イ 同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーアリンク

(4) 第1審原告が過去に開示を受けた同種の事案における情報について削除要請から開示請求に至るまでの経緯及び第1審原告の見解やその他の事項並びに当該記載の内容を補完し、又は一体を成すものとして、第1審原告が上記の過去の開示請求で取得した行政文書等の添付ファイル（PDFファイル）のハイパーテリンクやその他の事項が記載された部分（4枚目ないし7枚目）のうち、以下の各部分を除いた部分

- ア 特定の地域が同和地区であるとする内容が、実在する具体的な施設名が掲示されて記載された部分（4枚目・1か所、5枚目・6か所、7枚目・3か所）  
イ 特定の地域が同和地区であるとする内容が、実在する具体的な行政区画ないし地番が掲示されて記載された部分（6枚目・2か所）

## 2 適法部分

- (1) 具体的な掲示をもって特定の地域が同和地区であるとする内容が記載された以下の各部分  
ア 具体的な地域ないし地区名が記載された部分（1枚目・1か所）  
イ 具体的な施設名が記載された部分（4枚目・1か所、5枚目・6か所、7枚目・3か所）  
ウ 具体的な行政区画ないし地番が掲示されて記載された部分（6枚目・2か所）
- (2) 大阪市内の同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図及び添付ファイル（PDFファイル）のハイパーテリンク（2枚目及び3枚目）
- (3) 同和地区を示す表題で、その位置を記号を用いて示した地図及びハイパーテリンク（3枚目）
- (4) 本件対象文書を人権擁護機関の内部でどのように取り扱ったかを示す書き込みが記載された部分

以上

これは正本である。

平成 25 年 7 月 31 日

東京高等裁判所第 22 民事部

裁判所書記官 竹内信俊





。さよう 本田圭子

日本農林標準規格

農業用さとうきび青糖の標準規格



同 内 容 に 合 意 す 本 種 青 糖

